

高等学校

平成 7 年 度

教育研究員研究報告書

教育経営

東京都教育委員会

平成 7 年 度

教育研究員名簿（教育経営）

No.	学 区	学 校 名	氏 名
1	1	都立九段高等学校	木 村 清 治
2	1	都立城南高等学校	矢 吹 健 治
3	2	都立新宿高等学校	土 屋 博
4	2	都立明正高等学校	北 澤 道 夫
5	3	都立杉並工業高等学校	磯 上 辰 雄
6	5	都立江北高等学校	小 野 寺 一
7	5	都立足立西高等学校	奈 良 井 潔
8	6	都立葛飾野高等学校	鍋 谷 博 正
9	7	都立南多摩高等学校	小 倉 幸 夫
10	7	都立八王子東高等学校	山 野 井 高 男
11	9	都立武蔵野北高等学校	五 十 嵐 和 雄
12	10	都立三鷹高等学校	飯 塚 泰 弘

担当 指 導 部 主任指導主事 飯 田 國 雄
指導部高等学校教育指導課 指 導 主 事 菅 沢 茂
指導部高等学校教育指導課 指 導 主 事 高 野 敬 三

研究主題 高等学校教育の改革

－ 都立中高一貫6年制学校と学校間連携について －

目 次

はじめに	2
A. 都立中高一貫6年制学校	
Ⅰ. 主題設定の理由	2
Ⅱ. 設置の背景と意義	3
1. 設置の背景 2. 設置の意義	
Ⅲ. 教育課程	5
1. 教育課程のねらい	
2. その他特に必要な教科「進路」の設置とワークショップ	
3. 都立中高一貫6年制学校の教育課程表	
Ⅳ. 組織・運営	8
1. 設置形態 2. 学校規模 3. 学校数 4. 入学者選抜 5. 学校の運営	
6. 教職員	
Ⅴ. 施設・設備	9
1. 校地・施設 2. 設備	
Ⅵ. まとめと今後の課題	11
B. 学校間連携	
Ⅰ. 主題設定の理由	12
Ⅱ. 学校間連携のねらいと基本的な考え方	13
Ⅲ. 法規上の根拠	13
Ⅳ. 組織と運営	15
1. 連携における組織 2. 連携の準備日程 3. 学校間連携協定書	
4. 学校間連携実施要項	
Ⅴ. 高校間連携のモデル	18
1. 普通科と職業科との学校間連携 2. 普通科と普通科との学校間連携	
3. 全日制普通科と定時制普通科との学校間連携 4. 生涯学習講座の活用	
Ⅵ. 専修学校・大学・短大との連携	21
1. 専修学校との連携 2. 大学・短大との連携	
Ⅶ. 特別活動・学校図書館の連携・交流	23
1. 特別活動 2. 学校図書館	
Ⅷ. まとめと今後の課題	24
おわりに	24

はじめに

今日の教育改革については、昭和59年に発足した臨時教育審議会の四次にわたる答申にその方向性がみられる。その後、平成元年には、第14期中央教育審議会が発足し、3年間の審議を経て、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」、平成3年4月、文部大臣に答申を行った。文部省は、この答申の内容を施策化するため、高等学校教育の改革の推進に関する会議を設置し検討を重ね、平成5年3月に、所要の制度改正を行い、総合学科高校や全日制単位制高校の設置を可能とするとともに、学校間連携、専修学校における学習成果の単位認定や技能審査の成果の単位認定などを可能とした。まさに、高等学校教育を一層多様化・弾力化することができる条件が整備されたといえる。

このような中、平成7年度教育経営部会では、「連携」をキーワードとした2つのテーマを選択するに至った。1つは、新しい学校制度を踏まえた、縦軸連携の都立中高一貫6年制学校である。1つは、既存の制度の中で科目選択の拡大をねらった、横軸の学校間連携である。

A. 都立中高一貫6年制学校

1. 主題設定の理由

都教育委員会では、多様な生徒の特性や進路希望などに対応した都立高校や特色ある都立高校について、長年検討を重ねてきた。その結果、普通科高校へのコース制の導入を行うとともに、新しいタイプの高校として都立国際高校（平成元年度）、単位制による定時制通信制の課程を持つ都立新宿山吹高校（平成3年度）を開校した。また、平成8年度には、東京都で初の総合学科高校として都立晴海総合高校や単位制による全日制課程の都立飛鳥高校も開校する。

私立学校では、以前から、生徒の進路実現を図るため、中高一貫による教育を実施して人気を集めてきた。都内には、平成8年度に、新たに10校の中高一貫の私立学校が開校予定であり、その数は合計171校となる。公立学校では、これまで中高一貫教育を行っている学校は国立大学の附属校だけであったが、平成6年度、宮崎県で、都道府県立としては初めて、宮崎県立五ヶ瀬中学校・高等学校を開校した。

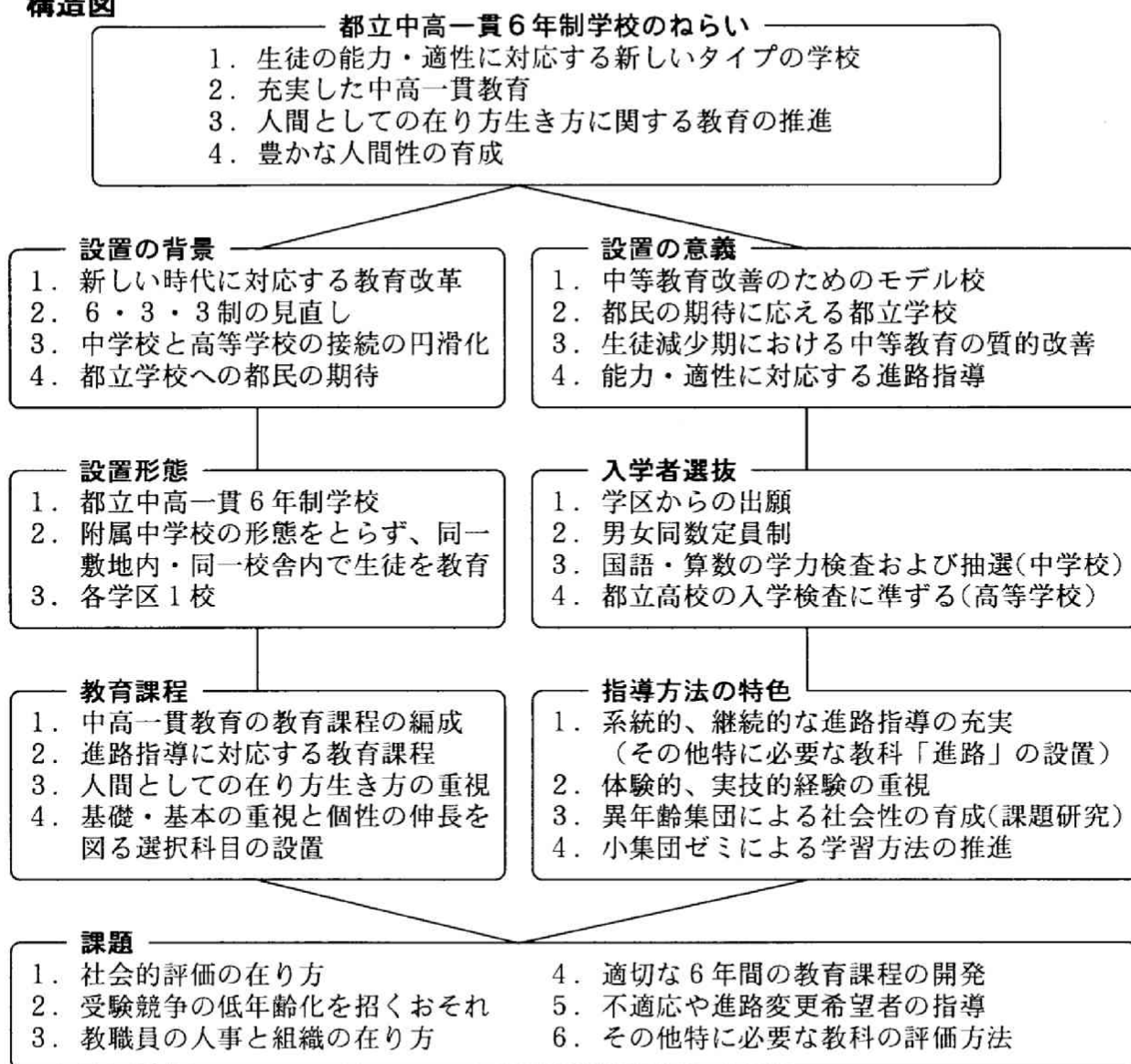
東京都でも、これまで都立の中高一貫6年制高等学校について様々な研究がなされてきたが、開校までには至っていない。

現在、都立高校が社会や時代の変化に対応しきれず、都民の期待に応えきれていないという指摘が従来に増して厳しくなっており、都立高校の在り方の抜本的な転換が求められている。都立高校への都民の期待は、豊かな人間性と学力を身に付け、社会の変化に主体的に対応できる生徒を送り出せる学校の存在である。都立中高一貫6年制学校は都民の期待に応える新しいタイプの学校の一つと考えられる。

そこで、今回の教育経営部会では、生徒が充実した学校生活を送れ、主体的にそれぞれの進

路を実現できる都立中高一貫6年制学校の設立に向けて具体的に研究を進めた。都立中高一貫6年制学校の主眼は、6年間の計画的・継続的な教育による、生徒の進路実現と豊かな人間性の育成の二点にあると考えている。

構造図



II. 設置の背景と意義

1. 設置の背景

中高一貫教育の必要性については、古くは、昭和41年の第20回中央教育審議会答申「後期中等教育拡充整備について」や、昭和46年の第22回中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的政策について」において指摘されている。

その後、昭和60年6月の臨時教育審議会の第一次答申において、再度、このことの必要性

が指摘された。この第一次答申は、現行の中学校教育と高等学校教育を統合し、これを青年期の教育として一貫して行うことにより、生徒の個性の伸長を継続的、発展的に図ることを目指す新しい学校として、地方公共団体、学校法人などの判断により、6年制中等学校が設置できるよう提言している。同答申は6年制中等学校には、次のような長所があるとしている。

- (1) 6年間にわたる計画的、継続的な教育・指導によって、効率的、一貫的な教育を行うことができる。
- (2) 中等教育を前期・後期の3年の短期間に区切ることなく、6年間とすることにより、中学校教育と高等学校教育の接続を円滑にし、落ち着いた、安定的な学校生活を過ごすことができる。

但し、同答申は次のような留意すべき点があることも指摘している。

- (1) 中学校教育から高等学校教育への節目がなくなり、変化をもたせにくく、中だるみが生じやすいこと。
- (2) 進路選択時期が早まるおそれがあること。

しかし、こうした留意点にもかかわらず、昭和63年3月の中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会議の「6年制中等学校（仮称）の在り方と課題について（審議のとりまとめ）」などが報告されているのは、6年制中等学校の設置が中等教育改善のための一つの有効な方法であると考えられていたからである。

また、今年4月には、文部大臣から「二十一世紀を展望したわが国の教育の在り方について」の諮問を受けた第15期中央教育審議会が発足し、学校間相互の接続について、いかに改善し、過度の受験競争の現状をどう改善するかなどを検討する中で、各方面でも、中高一貫6年制中等学校の意義について議論している。

最近では、中等教育改善の国民の期待に応えるために、自民党が6・3・3制の見直しについて、新進党が6年制中等学校の設置について、研究し提言をしている。また、6年制中等学校の設置の声は経済界（日経連会長、日本経済調査協議会）やPTA（日本PTA全国協議会会長）からもあがっている。

東京都においては、昭和34年に、東京都立世田谷工業高校附属中学校が開設され中高一貫による教育を実施していた時期もあったが、生徒減少等の理由により昭和48年3月に閉校となった。その後、昭和58年に、教育庁内に設置された高等学校教育改善推進本部や都立教育研究所等で、都立の中・高一貫6年制高等学校について検討がなされてきた。

2. 設置の意義

これまでも、東京都では高校教育の改善のために様々な施策が行われてきた。しかしながら、一定数の都立高校では、生徒指導の充実に重点を置かざるを得ない状況にあり、多様な生徒の能力・適性に対応できる都立高校が多数あるとは必ずしも言い難い。この原因は、教職員の努力不足もあるだろうが、従来の教育制度にもあると思われる。高校教育の改善をより一層推進するためには、計画的、継続的な教育・指導を行うことにより、生徒の能力・適性に対応してそれを適切に伸長することができる都立中高一貫6年制学校の設置は急務である。また、このことは、都民の都立高校に対する期待に十分応えるものと考えられる。

Ⅲ. 教育課程

1. 教育課程のねらい

都立中高一貫6年制学校における教育課程は、中学校の教育課程と高校の教育課程とを有機的に接続させることが必要であると考え、おおむね次のように4期に分けた。なお、異年齢集団による活動が重要であるので、各期において、特別活動の一環としてワークショップを導入することにした。

時期	学 年	発 達 段 階	特 に 留 意 し た 点
I 期	第1学年 (中学1年)	自 己 観 察	入学時における生徒の様々な不安を早期に取り除き、将来の見通しが容易に立てられるように「進路」という教科を導入する。「進路」では、自分の進路について興味・関心を抱き、進路などの情報を的確に理解するための工夫を凝らす。さらに、情報化社会・国際化社会に対応するため、中学段階から情報の収集に必要な能力・技術を身に付けるよう、技術・家庭科の中で情報に関する基礎を学ぶ。
Ⅱ期	第2・3学年 (中学2・3年)	理 解 定 着	生徒が将来、自分の進路にあった選択科目を選び、効果的に学習するための基礎を養う時期である。特に英語・国語・数学については基礎力充実のため、内容を精選し、単位数の調整をする。 「進路」では、人間としての在り方生き方を学ぶとともに、自らの進路について考えることを目標とする。さらに、高校におけるホームルーム活動の基礎とする。
Ⅲ期	第4・5学年 (高校1・2年)	発 展 伸 長	中学との密接な連携を図り、教科内容の重複部分を省き、時間のゆとりを生み出す。このような時間を利用することにより、一層、基礎的な学力の充実を図ることが可能となる。 また、習熟度別クラス編成により、生徒一人一人にあった学力向上を図る。そして早期に基礎・基本を充実させ、応用へとつなげることを目標とする。
Ⅳ期	第6学年 (高校3年)	自 己 実 現	多様な選択科目において、生徒の特性や進路希望などに応じて、小集団によるゼミ形式の授業を展開し、個性にあった科目を履修することができるようにする。そのため普通科の科目にとどまらず商業系・工業系の科目も履修できるよう多様な選択科目を設ける。生徒は、様々な科目を履修する中で自己の生き方を深く考えることのできる時期である。また、保護者を交えた三者面談を重視し、生徒一人一人の自己実現に努める。

2. その他特に必要な教科「進路」の設置とワークショップ

現在の中高等教育は中学校と高校に分離されており、中学校の進路指導はややもすると高校の受験指導に陥りがちである。高校の進路指導は十分な時間が確保できない等の理由により、生徒に職業意識や将来の進路に対する展望を見定めさせるのが難しい。そのため、中学校と高校を接続して、系統的・継続的な進路指導を実施する。上級学校に進学する生徒にも、将来の職業人としての自覚を持たせるために、教科「進路」、科目「進路Ⅰ」～「進路Ⅴ」を設置する。

また、特別活動の中にワークショップを設け、生徒は、1年から5年までの異年齢集団（1グループ20人）で、課題（生産的活動、創造的活動、調査・研究的活動）を自主的に設定し、研究発表する。生徒はこの活動を通して、集団内での望ましい人間関係を作り、協力の精神を培い、生徒相互の連帯感を深めるとともに、社会性を陶冶する。

学年	特色ある教科「進路」			特別活動
	組	項目	内容	
1	進路Ⅰ	社会の情報化と人間生活	コンピュータが身の回りや社会でどのように利用されているかについて調査し発表する。	ワークショップ
		科学技術の発展と情報化	コンピュータや通信技術の発達による社会の情報化と人々の生活の変化について理解する。	
		コンピュータの活用	ソフトウェアの活用、情報収集、分析、処理及び情報通信システムについて実習する。	
		情報化社会の特質	情報化社会の特質について調査する。情報化社会の課題について学習する。	
2	進路Ⅱ	自己分析	保護者・友人の助言、級友同士の他己紹介、適性検査などで、自己の性格や適性を考える。	異年齢集団活動
		青年期の生き方	討論を中心に青年期の課題について、クラス内や他校の生徒と考える。	
		職業と生活	望ましい勤労観、職業観について、講義やハローワーク職員の講話などによって養う。	
3	進路Ⅲ	科学技術の発展と産業	科学技術の発展に伴う産業、就業構造の変化について調査する。	
		社会の変化と産業	高齢化、少子化等による社会の変化と産業の発展について、調査・発表する。	
		産業の発展と資源、環境	産業の発展に伴う資源、環境問題について電力会社、清掃工場、ごみ処分場等を見学・学習する。また、インターネットで各国の対応について調査する。	
		産業の発展と日常生活	産業の発展に伴う日常生活の問題点（単身赴任、過労死、生涯学習など）を調査・発表する。	
4	進路Ⅳ	日本の文化と社会	日本の文化や社会の特質について、文化人や留学生の話を聞く。世界における日本の役割について考える。	
		国際社会と日本	国際化における社会の変化について、海外勤務者とのオンライン等で体験を聞く。通信社や大使館訪問、留学生との交流で国際理解を深める。	
		21世紀における日本	国際社会における日本の役割、進むべき方向について考え、討論する。	
5	進路Ⅴ	進路と自己実現	勤労体験学習を通して、人間としての在り方生き方について考える。上級学校訪問、卒業生の講話、進路の講話等を基にライフプランを考える。自己実現のための学習計画を作る。	

* 6年次は生徒の興味・関心に応じて、多様な選択科目を設置し、授業は小集団ゼミで行う。「進路」の教員の指導体制や評価については今後の課題とする。

3. 都立中高一貫6年制学校の教育課程表

[中学の部]						[高校の部]						
教科	(科目)	標準 単位	1年 必修	2年 必修	3年 必修	教科	科 目	標準 単位	4年 必修	5年 必修	6年 必修	選択
国 語	国 語	5	5			国 語	国 語 I	4	4			
	国 語	4		5			国 語 II	4				2
	国 語	4			5		現 代 文	4		2		2
							国語表現	2				2
社 会	地 理	4	4				古 典 I	3		3		2
	歴 史	4		4			古 典 II	3				3
	公 民	2			2		古典講読	2				2
							国語演習	2				2
数 学	数 学	3	3			数 学	地 理 B	4			○ 3	2
	数 学	4		4			世界史 B	4	3			2
	数 学	4			6		日本史 B	4			○ 3	2
							政治・経済	2				2
理 科	理 科	3	3				倫 理	2	2			2
	理 科	3		3			数 学 I	4	3			2
	理 科	3			3		数 学 II	3		3		2
							数 学 III	3				3
保 健 体 育	保 健 体 育	9	3	3	3	保 健 体 育	数 学 A	2	2			
							数 学 B	2		2		
							数 学 C	2				2
							数学演習	3				3
芸 術	音 楽	4	2	1	1		地 学 I B	4				3
	美 術	4	2	1	1		生物 I B	4			△ 3	3
							化学 I B	4	2	1		
							物理 I B	4			△ 3	3
外 国 語	英 語	3	4			外 国 語	物 理 II	2				3
	英 語	3		5			化 学 II	2				3
	英 語	3			5		地 学 II	2				3
							生 物 II	2				3
技 術 進 路	技術・家庭 進路 I~II	6	2	2	2	技 術 進 路	体 育	9	3	3		3
	小 計		2 9	2 9	2 9		保 健	2	1	1		
	道 徳	3	1	1	1		芸 術 I	2	2	1		2
	特別活動	3	1	1	1		芸 術 II	2				2
小 道 徳 特 別 活 動							芸 術 III	2				2
							英 語 I	4	4			
							英 語 II	4		4		2
							オーラルC・B	2	2			2
総 計	技術・家庭 進路 I~II	6	2	2	2	家 庭 進 路	ライティング	4		2		2
	小 計		2 9	2 9	2 9		リーディング	4			4	2
	道 徳	3	1	1	1		家庭一般	4	2	2		2
	特別活動	3	1	1	1		工 業	2				2
小 道 徳 特 別 活 動							商 業	2				2
							進路Ⅳ~Ⅴ		1	1		
							小 計		3 1	2 5	6	1 1 7~
							ホームルーム活動		1	1		1
総 計						総 計			3 2	3 2		3 2

* 1 単位は50分×35週=1750分とする。

* 学期は前期及び後期の2期制とする。 はその他の科目。

* 中学校・高校ともクラブ活動については部活動代替で実施する。

IV. 組織・運営

1. 設置形態

6年制中等学校は学校教育法で規定する学校の種類にはないので、小学校から6年制中等学校へ進学するコースと、小学校から中学校・高等学校へ進学するコースという2つの流れのある複線型の教育制度は、法律の改正がなければ不可能である。しかし、地方公共団体が公立学校を設置できるのであるから、東京都立の中学校の設立は可能であると考えられる。そこで、私たちは都立の中学校と都立の高校が同一敷地内・同一校舎内で一貫教育を行う形態の都立中高一貫6年制学校を想定した。

2. 学校規模

中学校の部 1学年3学級 9学級 360名

高校の部 1学年4学級 12学級 480名 計21学級 840名

いずれも男女同数定員制とする。中学校においてはチーム・ティーチングや習熟度別授業を行うため、4展開の授業を実施して基礎学力充実を図る。

3. 学校数 各学区 1校

4. 入学者選抜

中学校入学希望者には、国語・算数の2教科の学力検査を実施して選抜する。ただし、入学希望者が定員を超えている場合には学力検査によって一定数までその数を減じ、最終的には、抽選によって入学候補者を決定する。この方式で、ある程度受験競争の低年齢化を防げられる。なお高等学校入学希望者については、定員40名の1学級規模を都立高校の入学検査に準じて入学者選抜を実施する。なお、転・編入学については、弾力的に行う。

5. 学校の運営

- (1) 教職員については、組織・運営上やカリキュラム上必要な人員をおくものとする。
- (2) 校務分掌として教務部、生活指導部、総務部、進路指導部などをおく。
- (3) 学年・分掌に各1名の主任をおく。
- (4) 常設委員会として運営委員会、進路企画委員会などをおく。
- (5) 部活動代替によるクラブ活動は、全教員がいずれかの顧問となって指導するものとする。
ただし、必要なクラブについては、専門の指導員をおく。

6. 教職員

校長 1人 教頭 2人（中学校、高校各1） 事務（室）長 1人

教員系（教諭、養護教諭など）

専門系（教育相談員、クラブ指導員、栄養士など）

技術系（コンピュータ指導員など）

V. 施設・設備

1. 校地・施設

校地・施設は、都立中高一貫6年制学校の設置規模が、中学校9学級、高等学校12学級の計21学級の学校であることから、既設の都立高等学校を全面改修する方向で検討した。

学区内中学校の生徒が、通学できる交通至便な既設校を大規模改修し、さらに、必要な施設等を増築することにする。したがって、現行の中学校、高等学校の学校設置基準の校地・施設が必要である。なお、以下は、実際の学校運営に必要と思われる施設をまとめた。

都立中高一貫6年制学校に必要な施設

<管理室関係>

校長室	応接室	事務室	用品倉庫	主事室	警備員室	作法室	小会議室	ホール
会議室	小会議室	放送室	職員室	職員ミーティングルーム	印刷室	保健室		

<多目的教室関係>

大講堂	多目的ホール	ゼミ室（選択科目の設置に必要な数）				ミーティングルーム
第1視聴覚室	第1図書室	第2視聴覚室	第2図書館	自習室	自習室	

<特別教室関係>

物理教室	化学教室	標本室	生物教室	地学教室	第1音楽室	書道室
地歴教室	資料室	公民教室	第1LL教室	第1美術室	被服室	調理室
理科室	社会科室	第2音楽室	第2LL教室	第2美術室	技術科室	家庭科室
職業実習室(工業)				職業実習室(商業)		

<普通教室関係>

教室(1)	教室(2)	教室(3)	教室(4)	教室(5)	教室(6)	教室(7)	教室(8)
教室(9)	教室(10)	教室(11)	教室(12)	教室(13)	教室(14)	教室(15)	教室(16)
教室(17)	教室(18)	教室(19)	教室(20)	教室(21)	教室(22)	教室(23)	教室(24)

<体育施設関係>

第1体育館	第2体育館	屋内プール	第1グラウンド	第2グラウンド	柔道場	剣道場
トレーニングルーム						

<情報処理教室・各種相談室関係>

第1パソコン室	第2パソコン室	コンピュータ室	進路相談室	進路情報室	教育相談室
---------	---------	---------	-------	-------	-------

<広報・生徒会関係>

ガイダンス室	ギャラリー	電子掲示板（複数設置）	生徒会室	クラブハウス
--------	-------	-------------	------	--------

<福利厚生関係>

学校食堂	カフェテリア	ふれあい広場
------	--------	--------

現行の中学校・高等学校の設置基準の施設のほか、知育偏重といった弊害をさけ、中高一貫教育の特色を重視し系統的・継続的な学習ができる施設や生徒の特性や進路選択に応じた多様な選択科目が開講できる施設等が必要である。

(1) 進路指導の充実を図る施設

生徒一人一人の個性に応じた進路指導を充実するための進路相談室、進路情報をデータベース化した進路情報室、自己の将来の展望を開かせる進路学習のためのゼミ室や職業実習室等を設置する。

(2) 情報化、国際化へ対応した施設

情報教育に対応するために最新設備を導入した2つのパソコン室と情報処理センターの役割を持ったコンピュータ室を設置する。また、外国語教育にかかわる施設の充実として2つのL教室を設置する。

(3) 多様な選択科目に対応した施設

多様な選択科目を開講するために、多数のゼミ室等の設置と、中高一貫教育の特色を生かすために体育館、グラウンド等の体育施設や音楽室、美術室、パソコン教室等の特別教室を必要に応じて複数設置する。

(4) 特別活動、学校行事の充実を図る施設

異年齢集団の交流（ワークショップ）、学校行事、地域社会との連携や生涯学習の場として、ミーティングルーム、多目的ホールや大講堂等を設置する。

(5) 福利厚生施設

生徒の休息や生徒間、生徒と教師とのコミュニケーションの場として、あるいは、栄養管理、健康管理の施設として、食堂・カフェテリア・ふれあい広場等を設置する。

2. 設備

現行の設備基準のほか、中高一貫教育の特色を発揮し、学習内容を充実するためには、コンピュータネットワーク、マルチメディア等情報システムをはじめとした設備が必要である。

(1) コンピュータLANとインテリジェント化

大型コンピュータとパソコン、インテリジェントターミナル、ICカード端末、電子掲示板等のLANシステムを構築し、教育課程、出欠席統計、成績管理、事務手続等の処理システムを導入しインテリジェント化を図る。

(2) 進路指導充実の設備

大学、企業、図書館等との情報交換・連携のためのインターネットの導入と進路情報をデータベース化したシステムを導入し校内LANとも接続する。

(3) 電子掲示板、ICカードの導入

諸行事や講座に関する情報の検索・提供や生徒への諸連絡のために、電子掲示板やインテリジェントターミナルを設置する。また、ICカードの導入により出欠管理、受講処理、食堂の自動支払等の処理システムを導入する。ただし、セキュリティシステムは万全なものとする。

VI. まとめと今後の課題

現在、東京都においては、多くの保護者が経済的負担などを抱えながらも子どもを私立中学校に進学させる現実や、公立中学校から私立高等学校へ進学させる現実を公立学校の関係者はどのように考えたらよいのか。生徒の能力・適性を伸ばす学校は私立学校であるという考えが一般化しているのではないのか。現在の都立学校は次代を担う都民の育成という大きな課題に十分に答えていないのではないのか。都立学校は、都民の税金で運営されている。都立学校も生徒の進路実現に責任を持って応え得る学校でなければならない。

こうした問題意識を含めて、今回の教育経営部会では、都立中高一貫6年制学校をテーマの一つとした。そして、中高一貫教育の意義は、6年間の系統的・発展的な進路指導と豊かな人間性の育成にあると考えた。

この研究を行う中で、都立中高一貫6年制学校の設置は多くの課題を抱えていることが分かった。一つは法律上・制度上の問題点で、学校教育法上、公立中学校の設置義務は市町村に課されているので、これに該当しない場合は義務教育費国庫負担の対象にならないことなどがあげられる。また、中だるみや早期の進路選択という臨時教育審議会答申で指摘された留意点も課題である。さらに、新たな試みに対する保護者や教育関係者の不安やエリート校化への危惧感などがある。

私たちは、こうした課題を視野に入れながら、様々な検討を試みた。中だるみの問題については、6年間を第Ⅰ期から第Ⅳ期に分け発達段階に応じた教育課程の開発や異年齢集団によるワークショップの導入で対応することにした。そして、進路指導の充実のためには、教科「進路」を設定し、専任の教育相談員を置いた。また、受験競争の低年齢化すなわち早期の進路選択の課題に対しては、中学校への入学者選抜に抽選を導入して工夫を図った。

私たちのこの研究が、教育関係者や教職員の意識の変革を促し、今後の都立高校の改革の基本的方向の一つとなり、東京都の教育の発展につながることを切望するものである。

B. 学校間連携

1. 主題設定の理由

現在、社会や生徒の変化に対応して一人一人の個性や能力を伸ばせる教育が要請され、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等に対応するため、都立高校においては多様な選択科目の開設を促進することが求められている。しかしながら、普通高校において職業科目の設置を計画しても、教員や施設・設備の問題で困難な場合が多い。また、専門高校において、大学等への進学を希望する生徒に対応した教育課程編成や特色ある普通科目の開設が難しい場合もある。

このようなことから、中途退学問題も含めた生徒の多様な実態に適切に対応し、履修機会を拡大し、都立高校の教育課程をより一層、多様化するためには、学校間の連携のもとに行われる他校での教科・科目の履修を可能とする制度の活用が必要であると考えられる。

一人一人の生徒が個性や能力を伸ばし、自己実現を果たすためのきめ細かな教育を行うためには、弾力的なカリキュラム編成、多様な科目選択や柔軟な単位認定が求められる。過去の教育経営部会では、単位制や総合学科の研究が行われてきたが、本年度は、学校相互の連携により生徒の多様な科目選択を進め、その成果を進級・卒業認定に組み入れることを可能とする方策の研究をテーマの一つとした。

少子化の影響で生徒数が急減期に入った現在は、施設面や人的な面で、学校間連携を実施しやすく、また、連携を必要とする時期でもあると考えられる。

なお、高校間連携の実践は、すでに多くの府県で行われており、一定の成果をあげている。以下は、その実施状況と参考例である。

* 実施状況

平成6年度に実施している県・市（12）…… 埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県
長野県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、沖縄県、大阪市

平成7年度から拡充を予定している県（2）…… 静岡県、沖縄県

平成7年度から新たに実施予定の県（3）…… 岩手県、福岡県、佐賀県

* 参考例

千葉県（千葉東高通信・千葉商業全・千葉商業定・泉高・犢橋高・市原八幡高間）

静岡県（森高・周知高間）

愛知県（半田高・半田東高・武豊高と半田工業・半田商業間）

和歌山県（星林高・和歌山商業・和歌山工業間） など

また、学校間連携を専修学校・大学・短大へと一歩押し広げることにより、高校教育の枠を越えて、生徒の個性・能力を伸ばし、それぞれの分野での専門性をより追求できるシステムを考えた。さらに、都立高校が特別活動と図書館利用の分野での連携・交流を実施し、既存の施設・設備、人材の有効活用や相互補完を促進する方策を考えた。

II. 学校間連携のねらいと基本的な考え方

次のようなねらいと基本的な考え方に基づいて、種々の学校間連携の研究を進めた。東京都においては、下に示すように、各種の都立高校、専修学校・大学・短大、公立図書館が数多く存在し、交通手段も利便であるので、学校間連携を実施しやすい状況にあると考える。

(1) 全体のねらい

- ① より一層、多様で弾力的な教育課程を編成して生徒のニーズに応え、個性を伸長する。
- ② 学校間・生徒間の相互交流・相互理解を深め、特色ある開かれた学校づくりを推進する。

(2) 基本的な考え方

- ① 異なる学校の教員の持つ専門的知識・技術を生かし、施設・設備を相互に活用することによって、生徒の科目選択の拡充を図るとともに、教育効果を高める。
- ② 高校入学後の進路意識の変化に対応し、生徒の適性を再発見して、新たな学習意欲を喚起する。
- ③ 実験・実習等による体験的な学習や課題発見・課題解決的学習を通して、生徒の達成感・成就感を体得させる。
- ④ 学校と地域社会の教育機能とのネットワーク化を創り出していく。

都内の都立高校(全日制)、専修学校・大学・短大、公立図書館の数

普通高校：154	商業高校：20	工業高校：27	農業高校：6	水産高校：1
家政高校：8	体育高校：1	国際高校：1		
総合学科高校：(開設準備中1)	単位制高校：(開設準備中1)			
専修学校：458(専門学校406)				
国立大学：12	私立大学：93	都立大学：2	都立短大：3	私立短大：75
都立図書館：3	区立図書館：193	市町村立図書館：176		

(平成7年度学校基本調査等による)

III. 法規上の根拠

文部省は、高等学校教育の改革の推進に関する会議の報告を受け、平成5年3月、学校教育法施行規則(省令)と高等学校通信教育規程(省令)の改正を行った。いずれも、「高等学校教育の個性化・多様化を推進すること」(初中局長通達)を目的としている。この省令改正によって、前述のように幾つかの県で試行的に実施されてきた普通科と職業科、全日制と定時制などの学校間連携は、制度的に可能となった。

学校教育法施行規則は、全日制と全日制の連携、全日制と定時制の連携、定時制と定時制の連携を可能とし、さらに高校と専修学校の連携を可能とするとともに、知識・技能審査の成果を単位に加えることを認めた。なお、高等学校通信教育規程は、従来から通信制と定時制の併修を可能としている。

東京都においても、既に、都立新宿山吹高校定時制と都立戸山高校定時制の併修、都立新宿

山吹高校通信制と都立園芸高校定時制・都立立川高校定時制・都立第一商業高校定時制・都立第五商業高校定時制の併修が実施されている。

これらの制度を活用すれば、都立高校は、一層、科目選択の幅を広げ、生徒の興味や関心に基づく学習意欲を高め、個性に応じた教育を進めて行くことができる。また、高校の全課程の修了を認めるに必要な単位の認定を弾力的に行うことができる。

学校間連携を可能とする関係法規「抜粋」

◆ 学校教育法施行規則（省令）

【他の学校における単位の認定】

第63条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前2項の規定を準用する。

【専修学校における単位の認定】

第63条の四 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより専修学校の高等課程における学修その他文部大臣が別に定める学修で、当該生徒の在学する高等学校における科目の一部の履修に相当するものを行ったときは、当該学修を当該科目の一部の履修とみなし、当該科目の単位数の一部として認定することができる。

【知識・技能審査の単位の認定】

第63条の五 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が知識及び技能に関する審査で文部大臣が別に定めるものに合格したときは、当該校長の定めるところにより当該審査の内容に対応する高等学校の科目について当該生徒が修得した単位数に一定の単位数を加えることができる。

【認定単位数の限度】

第63条の六 第63条の3の規定に基づき加えることのできる単位数、第63条の4の規定に基づき認定することのできる単位数及び前条の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は20を超えないものとする。

定時制と通信制の併修を可能とする関係法規

◆ 高等学校通信教育規程（省令）

【定時制の課程又は他の通信制の課程との併修】

第9条 実施校（通信制の課程を置く高等学校）の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を

修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 3 前2項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。
- 4 第1項又は第2項の場合においては、学校教育法施行規則第63条の三の規定は適用しない。

IV. 組織と運営

1. 連携における組織

学校間連携を実施するためには、それを運営する組織を作る必要がある。学校間連携を運営する組織には、基本方針の決定や各学校間の調整にあたる学校間連携推進委員会と、各学校での準備を進める校内推進委員会が必要である。以下は、その具体的業務内容の一例である。

名称	構成	具体的業務内容
学委 校員 間会	企画調整部会 各校2名で構成	基本方針の決定 年間計画の調整、諸問題の調整 趣意書、協定書の作成
連 携	教育課程部会 各校2名で構成	連携科目の決定、実施時間の調整 履修、修得、単位認定の調整
推 進	生活指導部会 各校2名で構成	生活指導上の問題点の検討 特別指導の指導方法

名称	構成	具体的業務内容
校員 内会	教務部	科目、内容の検討、評価方法の検討 時間割の編成、校内内規の見直し
推 進 委	生活指導部	生活指導全般の検討 校内内規の見直し
	事務部	施設・設備の点検・整備

2. 連携の準備日程

学校間連携を実施する準備の目安として、次のような日程を考えた。

(前年度) 4月	学校間連携推進委員会発足	
6月	学校間連携協定書作成	・・・連携推進委員会
7月	連携科目の決定	・・・連携推進委員会
9月	生徒・保護者へ趣意書を配布	・・・生徒在籍校、授業実施校
	学校間連携の説明会（生徒・保護者）	・・・生徒在籍校、授業実施校
	趣旨説明、連携科目の説明	
	受講申し込み手続の説明	
	受講申し込み書の配布	
11月	受講申し込み書の回収	・・・生徒在籍校
	開設する講座を決定	・・・連携推進委員会
	受講申請者の決定	・・・生徒在籍校
	受講許可書の発行	・・・授業実施校
3月	受講生名簿の作成	・・・生徒在籍校
	実施要項の作成	・・・連携推進委員会
4月	授業開始	

3. 学校間連携協定書

学校間連携を実施するに当たり、各学校間の取り決め事項をまとめた学校間連携協定書が必要である。他県で実施された事例を参考とし、さらに、今後の展望を含み学校間連携の協定書として、次のような具体的な例を考えた。

学校間連携協定書

1 学校間連携の目的

既存の学校における施設・設備、人材の有効利用・相互補完により学校教育の弾力化を推進する。

2 学校間連携実施上の合意事項

(1) 科目の相互履修・修得について

① 連携科目、実施計画

別紙実施要項に定める通り。

② 履修の申請・許可

生徒在籍校で適当と認めた生徒の履修願いを授業実施校に提出する。授業実施校で適当と認めた生徒に履修許可書を出す。年度途中の履修辞退は原則として認めない。

③ 評価及び単位の認定と通知

評価は授業実施校の科目担当者が内規に従い行う。定期考査の結果、学期・学年の評価は決められた方法で連絡する。単位の認定は生徒在籍校の校長が行う。なお、連携科目

の定期考査は授業時間に実施する。

④ 出席の確認

生徒在籍校は授業開始までに欠席者を授業実施校に連絡する。授業実施校は授業終了後に出席状況を生徒在籍校に連絡する。生徒在籍校の学校行事・部活動の公式戦等に係る欠席については、出席扱いとする。

⑤ 休講の連絡・休講時の指導

休講になる時は、事前に生徒在籍校に連絡する。生徒の指導は生徒在籍校で行う。

⑥ 学校間の移動

移動手段・経路は事前に届出た方法で行う。移動途中の事故については相互に連絡を取り対処する。

⑦ 生活指導

授業実施校は自校の生徒と同じように生活指導を行う。ただし、服装については在籍校の規定に従うものとする。生活指導上の問題が生じた場合は両校の担当で協議する。

⑧ 生徒受入れの準備・費用

連携に必要な経費は原則として授業実施校で負担する。靴箱、自転車置場等は授業実施校で用意する。

(2) 特別活動の相互参加、図書館の相互利用について

(1)の①～⑧に準じる。

4. 学校間連携実施要項

具体的な連携科目や受講者が決まり次第、実施要項を作成しなければならない。ここでは、実施要項の例を示す。

学校間連携実施要項

1 連携科目の実施について

(1) 連携科目名・担当者・実施計画

連携科目名	単位数	実施校	担当者	実施計画
福祉教養	2単位	**高	****	木曜日 13:20～15:10

(2) 受講者名簿

科目名	在籍校	学年	クラス	氏名
福祉教養	**高	2年	A組	**** ****
合計	16名			

2 年間授業計画について

1 学 期		2 学 期		3 学 期	
4/13	○オリエンテーション	9/ 7	○	1/11	○
20	○	14	○	18	○
27	○	20	○	25	○
5/ 4	(休日)	28	○	2/ 1	○
11	○	10/ 5	○	8	○
18	○	12	○	15	○
25	○中間考査	19	○	22	○
6/ 1	(休日)	26	○中間考査	29	○
8	○	11/ 2	○	3/ 7	○学年末考査
15	○	9	○	14	○
22	○	16	○		
29	○	23	(休日)		
7/ 6	○期末考査	30	○		
12	○	12/ 7	○期末考査		
		14	○		

3 成績について

(1) 評価及び単位の認定

学校間連携協定書の通り。

(2) 成績の通知

授業実施校は各学期の成績・出席の記録を下記の期日までに生徒在籍校に通知する。

1 学期 … 7/14

2 学期 … 12/16

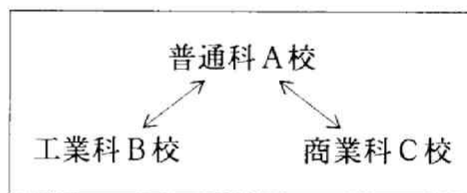
3 学期 … 3/15

V. 高校間連携のモデル

1. 普通科と職業科（工業科・商業科）との学校間連携

(1) ねらい

- ① 普通科における職業教育の充実を図る。
- ② 職業科における普通教育の充実を図る。
- ③ 望ましい勤労意識・職業意識の涵養と、幅広い知識と視野を身に付ける。



(2) 連携科目

- ① 普通科
 - (a) 芸術：音楽、美術、書道、工芸（各Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
 - (b) 3 年の選択科目
 - ・国語：国語表現、現代文、現代語、古典Ⅱ等
 - ・地歴：世界史 B、日本史 B、地理 B 等
 - ・公民：倫理、政治・経済等

- ・数学：数学Ⅲ、数学A・B・C等
- ・理科：物理Ⅱ、化学Ⅱ、生物Ⅱ、地学ⅠA・ⅠB等
- ・英語：オーラルコミュニケーションA・B・C、リーディング、ライティング等
- ・外国語：ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語等
- ・その他、特色ある科目

- ② 工業科 工業に関する専門科目：自動車工学、電気基礎、ソフトウェア技術等
- ③ 商業科 商業に関する専門科目：流通経済、簿記、税務会計等

(3) 対象生徒

- ① 普通科では、就職を希望する生徒で、特に、実務・実習を身に付けたい2・3年生
- ② 職業科では、在籍校の課程では履修できない普通教科・科目を学習したい2・3年生

(4) 時間割のモデル

実施学年は2・3学年とし、2時間連続、通年実施の2単位とする。ただし、3学年では、2科目4単位までの履修を可能とした。

授業実施 対象学年 校	A普通高校の 連携科目	B工業高校の 連携科目	C商業高校の 連携科目	実施曜日・時程
第2学年	音楽Ⅱ、美術Ⅱ 書道Ⅱ、工芸Ⅱ	電子情報技術	文書処理	木曜日 5・6 時限
第3学年	3年の選択科目	工業に関する 専門科目	商業に関する 専門科目	火曜日 5・6 時限
	3年の選択科目	工業に関する 専門科目	商業に関する 専門科目	金曜日 5・6 時限

2. 普通科と普通科との学校間連携

(1) ねらい

- ① 生徒在籍校に開設されていない講座の選択を可能とする。
- ② コース制に開講されている特色ある教科・科目の講座の受講を可能とする。
- ③ 多様な生徒の興味・関心に応え、学習意欲を助長する。

(2) 連携科目

- ① 在籍校では教職員配置の都合や選択希望者が少ないなどの理由で、開講されていない科目

例：地理A・B、地学ⅠA・ⅠB、工芸Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、被服、食物、保育

- ② 一部の高校に置かれている特色ある科目

例：ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語、ロシア語、スペイン語、簿記

- ③ コース制に置かれている特色ある科目

例：デザイン・絵画・彫刻などの美術関係科目、社会福祉・児童福祉などの福祉関係科目、基礎医学・看護・公衆衛生などの看護関係科目、国際関係・比較文化・外国事情などの国際関係科目、スポーツなどの体育関係科目、情報処理・文書処理などの情報処理関係科目

(3) 対象生徒

- ① 当該科目に興味・関心を持ち、意欲を持っている生徒
- ② より一層専門的な知識・技能を身につけたい生徒

(4) 時間割のモデル

普通科と職業科との連携の場合に準ずる。(P.19参照)

3. 全日制普通科と定時制普通科との学校間連携

(1) ねらい

- ① 在籍校で開講されていない講座の選択を可能とする。
- ② 全課程の修了に必要な単位を他の学校で補充することを可能とする。

(2) 連携科目

- ① 教職員配置の都合等で、在籍校で開講されていない科目
例：地理A・B、地学ⅠA・ⅠB、芸術(音楽、美術、工芸、書道各Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
- ② ①以外で連携可能な科目
例：国語表現、現代文、古典講読、世界史A・B、日本史A・B、政治・経済、
物理ⅠA・ⅠB、化学ⅠA・ⅠB、生物ⅠA・ⅠB、オーラルコミュニケーション
A・B・C、リーディング、ライティング

(3) 対象生徒

- ① 全・定ともに第2学年以上とする。
- ② 単位制・定時制で3年修業の生徒については、第1学年からでも受け入れる。

(4) 時間割のモデル

全日制では、5～6時限。定時制では、0時限(16:00～16:50)～4時限までとする。いずれも通年実施とする。

4. 生涯学習講座の活用

(1) ねらい

都立新宿山吹高校では、多様な学習要望に応えるという視点から、生涯学習講座を設け、都民だけでなく、新宿山吹高校の生徒などに対しても開放し、講座修了者に単位を認定し、科目互換を行っている。ここでは、それを一層拡大し、現状では認められていない全日制高校の生徒にも開放することを検討し、方向性を示した。

(2) 講座と互換科目。単位は2単位。

講 座	互換科目	講 座	互換科目	講 座	互換科目
話し言葉教室	国語表現	健康教室	保健	ペン字教室	書道Ⅰ
生活と文学	現代文	ストレッチ体操	体育	英会話Ⅰ	オーラルA
コーラス	音楽Ⅰ	ジャズダンス	体育	料理教室	食物
生活と環境	地学ⅠA	絵画教室	美術Ⅰ	パソコン基礎	情報処理

(3) 対象生徒

- ① 新宿山吹高校の生徒
- ② 連携校の生徒

(4) 時間割のモデル

日曜日。1 時限を9:00開始とする。

(5) 検討課題

講座担当者が教員免許状を持たない場合など、今後の検討課題である。

VI. 専修学校・大学・短大との連携

高校の授業内容を十分理解し、より高度な知識や技術を身に付けたいと考えている生徒のために、専修学校・大学・短大との連携を考えた。このことは、個々の生徒の能力や個性にあった教育を実現させるためにも、有用なシステムである。ここでの連携では、生徒が高校から専修学校、大学や短大へ講義を受けに行くことに絞り、専修学校・大学・短大生が高校の授業を受けることは考えていない。

1. 専修学校との連携

専修学校との連携では、高校の設備では生徒のニーズに応えられない内容の講義や、高校の講義内容では生徒が希望している資格を取得できない講義が対象となる。専修学校の講義を受講することによって、より高度な技能を身に付けたり、専門的な資格の取得を目的としている。また、専修学校との連携では、法令によって単位修得の道も開かれている。

2. 大学・短大との連携

文部省は平成6年3月に、教育上の例外措置に関する調査協力者会議の最終報告を受け、平成6年夏に名古屋大学をはじめ8つの機関を調査研究協力校に指定した。このことにより、高校と大学との連携協力の機運は高まったといえる。

大学や短大との連携では、より高度な知識を習得したい生徒を対象とする。この連携は、生徒の個性を伸ばし、生徒の興味や特性にあった教育のために必要なシステムである。

単位修得については、校長が認定すればよいという考え方もあるが、現時点では、法的な根拠はない。しかし、名古屋大学のように、大学入学した後で当該生徒に単位を認めるケースもある。

ここでは、連携の形態と単位の認定についての考え方を述べる。

(1) 連携の形態について

① 大学・短大の正規の講座を受講する。

(a) 科目…大学・短大では一般教養的な講義や高校生にとってはやや高度な専門科目を受講できるようにする。大学では主に1・2年次に履修するように指定されている講座、短大では1年次に履修するように指定されている講座が適当である。

(b) 利点…○大学・短大は特別な講座を用意する必要はなく、負担とはならない。

○大学・短大の教員は自分の学校で講義が行えるので、施設・設備を有効に使うことができる。

○大学生と一緒に受講できるので、高校生にとって刺激になる。

(c) 課題…●高校生が希望する講座が受講可能な時間帯にあるとは限らない。

② 大学・短大が連携用に用意した講座を受講する。

(a) 科目…連携用に特別に用意した科目で実施する。

(b) 利点…○大学・短大が高校の時間に合わせて、講座の時間を設定できるので、連携しやすい。

○高校生向けに、内容を噛み砕いた講義にすることができる。

(c) 課題…●大学・短大の授業に高校の発展的な科目が数多く開設され、自由に選択できるシステムが必要である。

●高校生向けに易しい内容になってしまうおそれがある。

●曜日・時間帯を相互に調整する必要がある。

③ 大学・短大の公開講座を受講する。

(a) 科目…公開講座の内容と高校の学習内容と密接な関係のある科目とする。

(b) 利点…○学校が休みの日に行われる場合が多いので、対応は容易である。

○一般市民向けや、高校生向けの公開講座があるので、大学の教員の負担が少ない。

(c) 課題…●高校の1単位として認めるためには、日数や時間が不足することもある。そのため、大学・短大は現在の公開講座の内容を充実させ、より中身を増やして時間を多くする必要がある。

④ 大学・短大の教員を高校に招いて講座を開講する。

(a) 科目…連携用に特別に用意した科目を7・8時間目の時間帯に組み込む。単位としては、1日2時間の授業を半年実施したときに1単位とする。

(b) 利点…○生徒が移動することなく受講できるので、生徒への負担が少ない。

○高校の所在地から遠く離れた大学との連携が可能になる。

(c) 課題…●大学・短大の設備・施設を使わなくても講義可能な講座しか用意できない。

●大学・短大の教員が高校まで出張してこななければならない、負担がかかる。

(2) 単位認定方法について

① 高校の単位とする。……………大学の単位とはしない。

(a) 利点…○得意な分野の学習の成果を、高校の全課程の修了に必要な単位数に加えることができる

(b) 課題…●大学・短大に進学後、同じ科目をもう一度受講しなければならない可能性がある。

② 大学・短大の単位とする。……………高校の単位とはならず、当該大学・短大に入学したときに初めて有効になる。

(a) 利点…○大学へ進学した後、高度な専門科目が早めに履修できるようになる。

(b) 課題…●連携した大学・短大以外の大学・短大に進学した場合、大学・短大間の単位互換が課題となる。

VII. 特別活動・学校図書館の連携・交流

1. 特別活動

特別活動は、ホームルーム活動、クラブ活動、生徒会活動及び学校行事によって構成される。ホームルーム活動及びクラブ活動は履修すべき単位時間数は定められているが、これら特別活動は単位修得の認定(評定)と係わらず、学校間もしくは他の施設・団体との連携・交流が、比較的容易に行える活動である。

(1) クラブ活動と部活動

クラブ活動はいわゆる「必修クラブ」であり、現行学習指導要領では部活動をクラブ活動に代替できることになっている。

クラブ活動や部活動は、多様な生徒のニーズに応えるには、指導者不足という問題を抱えている面がある。特に、学校が小規模になれば、この問題は深刻になることが予想される。

また、チームプレイを必要とする部活動の中にはメンバー不足のために廃部になるものが増えている。多様な生徒のニーズを優先させれば、指導者の確保が問題となる。学校間の連携はここに大きな意義がある。複数の都立高校が連携して部活動を行い、大会に参加することは、意義のあることである。現状では、大会などを運営する組織は、このような「連携チーム」の出場をほとんど認めていないが、今後、連携チームの参加を積極的に進めるよう弾力的にする必要がある。

さらに、学校での部活動が維持できないとすれば、学校は社会教育や民間の団体との連携を図る必要がある。生徒の中には、地域のスポーツ団体やボランティア団体に参加しているものも多く、学校での部活動と同様の成果を上げているものもある。現行学習指導要領は、これをクラブ活動の代替と認めていないが、一考する時機がきているのではないと思われる。

(2) 学校行事

生徒会活動や委員会活動が生徒によって自主的に運営されている学校は少ないといえる。学校間の交流は、この活動を活性化するのに役立つものと思われる。特に、少子化に伴う学校の小規模化は、行事の縮小・廃止等、内容の再検討を迫られることになる。文化祭、体育祭、合唱祭等の行事を連携して行うことは、行事の活性化とそれに係る生徒会活動等の活性化に大きな役割を果たすものになる。

2. 学校図書館

高校、専修学校、大学、短大との間で授業の連携が行われる場合、授業実施校は他校生徒の施設使用を認めることになるが、当然、施設の中に図書館も含まれるべきで、他校生徒が自校生徒と同等の利用ができることが望ましい。ここでは、さらに発展的に学校図書館の連携＝ネットワーク化の課題を考えてみた。

都立図書館3館(中央・日比谷・多摩)は、現在、メトロポリタン・ライブラリー・コンピュータ・システム(METLICS)によって、オンラインで結ばれている。この構想ができた頃には、都立高校図書館にも端末を置いて、資料検索ができるようになる計画であった。この計画は構想のままになっており、CD-ROMを使ったオフラインの連携が都内公立図書館

との間で行われているだけである。

全国的には、まだ数少ないが、各地で公立図書館と公立学校図書館の連携が進められている。文部省は、「学校図書館に様々な情報ソフト及び情報手段を整備し、公共図書館等とのネットワーク化を図ることによって、学校図書館の活性化に資する」を趣旨とし、平成7年度から3年間、小学校3校、中学校2校、高校1校及びセンター図書館を標準規模とした情報化モデル地域を志賀町(石川)など5地域に指定し、この課題に取り組んでいる。

都立高校の図書館は比較的蔵書に恵まれているが、本・雑誌以外のメディアの多様化の中で、「学習情報センター」化のような課題は、単館では対応しきれないものである。既存の公立図書館を利用するか、新たに「学校図書館センター館」を設けるか、どちらにしても、それらを核とした学校図書館間のネットワークを構築することが求められる。また、情報センターとしての役割を果たすために学校図書館をインテリジェント化することは、情報化社会のなかで主体的に学習できる生徒を育成するためにも必要なことと考えられる。

VIII. まとめと今後の課題

学校間連携では、特色ある開かれた学校作りの一環として、そのモデルケースを種々具体的に考察して来た。この試みはすでに他県でも実施に移され、概ね好評を得ており、東京都での実施も期待されているところである。

本研究では、他県での例に学びながらも、高校間連携において、より多様な選択教科・科目が学べるように連携科目数の充実に努めた。また、教科・科目の単位の修得の弾力化のために、全定間の学校間連携の実施も考えた。また、連携を専修学校や大学・短大との連携へとその幅を拡大した。さらに、特別活動と図書館利用の面での連携も加味した。

今後の課題としては、都立高校がこの制度を可能な限り活用するとともに、そのための教育課程や内規の整備を行うことが望まれる。それと同時に、国においては、地域の公共施設や民間企業との連携へと連携幅を押し広げ、生徒が、ボランティア活動、実務・実習などの体験的活動ができ、かつ、その成果が単位として認定される法整備が求められる。大学・短大との連携による単位認定の法整備も課題の一つである。

また、経済同友会が、平成7年4月に、「学校から『合校』へ」と題する提言を行っているが、今後は、この提言で主張されているように、学校のコンセプトを考え直し、学校・家庭・地域社会の役割と責任を自覚し、知恵と力を出し合い、新しい学びの場を創造することも大切である。

おわりに

今年度、私たちが選んだテーマは、「学校間相互の接続」や「教育制度上の例外措置」など、第15期中央教育審議会に諮問された課題と図らずも重なるところがあったが、もし、この研究報告書に著した高等学校教育改革の方策が実現の方向に進むものであれば、研究員一同の喜びである。